

総社市告示第68号

総社市農林業関係資金利子補給要綱（平成17年総社市告示第79号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
農林業関係資金		利子補給期間	利子補給率	農林業関係資金		利子補給期間	利子補給率
種類	区分			種類	区分		
略				略			
4 新規就農者等農地取得資金	県知事特認資金のうち、運営要綱第2の2の(2)の <u>ア</u> に掲げる認定農業者及び同(2)のイに掲げる認定新規就農者に対する貸付であり、同要綱第2の4の(2)の <u>ア</u> の(ア)の資金	融資を受けた日から約定償還完了日まで	基準金利から県の利子補給率を差し引いた率以内（ただし、年0.55パーセントを上限とする。）	4 新規就農者等農地取得資金	県知事特認資金のうち、運営要綱第2の2の(2)の <u>ア</u> に掲げる認定農業者及び同(2)のイに掲げる認定就農者に対する貸付であり、同要綱第2の4の(2)の <u>ア</u> の(ア)の資金	融資を受けた日から約定償還完了日まで	基準金利から県の利子補給率を差し引いた率以内（ただし、年0.55パーセントを上限とする。）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正にかかわらず、平成26年3月31日までに農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けた者を含む。）に対して貸付られる新規就農者等農地取得資金については、なお従前の例による。